

奈良県総合医療センター医事会計業務委託及び入院診療費算定業務労働者派遣、
医事受付業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、奈良県総合医療センター（以下、「当センター」という。）が、医事会計業務の委託及び入院診療費算定業務の労働者派遣、医事受付業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要等

（１）業務名

奈良県総合医療センター医事会計業務（委託）及び入院診療費算定業務（派遣）
（以下、「医事会計業務」という。）

奈良県総合医療センター医事受付業務（以下、「医事受付業務」という。）

以下、上記２つの業務を併せて本業務という。

（２）発注者

地方独立行政法人奈良県立病院機構

奈良県総合医療センター 院長 松山 武

（３）業務の内容

①医事会計業務（業務委託）

- ・ 受付等業務（総合受付、書類等受付）
- ・ ER 受付等業務
- ・ 電算関係業務
- ・ 料金計算業務及び診療報酬請求等業務
- ・ 病歴管理・診療録管理・統計等業務
- ・ ホスピタルコンシェルジュサービス業務
- ・ 業務改善・向上及び経営支援提案業務

②入院診療費算定業務（労働者派遣）

- ・ 入院請求業務
- ・ DPC コーディング業務

③医事受付業務（業務委託）

- ・ 患者支援センター受付業務
- ・ 外来受付業務（中央受付、各科外来受付、エリア通路配置）
- ・ 中央処置室受付業務
- ・ 放射線科受付業務

- ・放射線治療部・核医学受付業務
- ・生理検査室受付業務
- ・外来化学療法室受付業務
- ・輸血部受付業務
- ・内視鏡部受付業務
- ・リハビリテーション室受付業務
- ・手術室・麻酔科受付業務
- ・採血室受付業務
- ・クラーク業務
- ・業務改善・向上及び経営支援提案業務

詳細については、別紙仕様書のとおり。

なお本プロポーザルでは、医事会計業務と医事受付業務について評価を行い、それぞれ最優秀提案者を決定します。そのため、プロポーザルの結果に応じ実施する業務の範疇が変わります。

例：医事会計業務、医事受付業務ともに A 社が最優秀提案者の場合

⇒ 全て A 社で実施

医事会計業務は A 社、医事受付業務は B 社が最優秀提案者の場合

⇒ 医事会計業務は A 社で実施、医事受付業務は B 社で実施

(4) 履行場所

名称：奈良県総合医療センター

住所：奈良県奈良市七条西町 2 丁目 8 9 7－5

(5) 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日

※翌年度以降の歳入予算において、委託料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができるものとします。

3 応募資格

本業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 2 月奈良県告示第 4 2 5 号）による競争入札参加有資格者で、営業種目：「Q 6 医事業務」で登録している者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
- (5) 国内において、病床を 4 0 0 床以上を有する病院において、1 年以上継続して医事業務

の受託実績が複数あること。

- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (9) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (14) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4 手続等

(1) 問い合わせ先及び提出先

〒630-8051 奈良市七条西町2丁目897-5
奈良県総合医療センター 財務課 用度係
電話番号 0742-46-6001（内線2439）
メールアドレス sogo-yodo@nara-pho.jp

(2) 参加申請書の提出

ア 提出期限 持参・持参：令和5年10月16日（月）午後5時まで

イ 提出先 上記（1）の提出先に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送に限る。

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）。なお、持参にて提出する者は、提出日時を上記（1）提出先と事前に電話にて調整すること。

郵送の場合、提出期限の日必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第

99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。

エ 提出物

- ① 参加申請書(第1号様式)
- ② 実績一覧表(第2号様式)
- ③ 会社概要(第3号様式)
会社概要が記載されたパンフレット等を添付すること。
- ④ 奈良県物品購入等競争入札参加資格を有することを証明する書類(写し)

オ 提出部数 1部

カ 参加資格確認通知

当該参加申請書の提出者へ、令和5年10月18日(水)を目途に参加資格審査結果通知をメールにてお知らせする。

キ 辞退の場合の届出

参加申請書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届(第9号様式)を持参又は郵送にて、上記(1)の提出先まで提出すること。

なお、その際の提出期限は、令和5年10月24日(火)までとし、提出方法は上記(2)ウに準じる。

(3) 参考資料の貸与

ア 受取期間 令和5年9月28日(木)～令和5年10月16日(金)(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除く)。なお、資料貸与を希望する者は、希望日時を上記(1)問い合わせ先及び提出先に事前に電話にて連絡すること。

イ 受取場所 上記(1)問い合わせ先及び提出先に同じ

ウ 貸与資料 奈良県総合医療センター図面

エ 留意事項 資料貸与当日は、「守秘義務の遵守に関する誓約書」(第4号様式)及び貸与資料受領証(第5号様式)に必要事項を記入・押印した上で、持参すること。なお、貸与資料は、企画提案書類の提出期限までに当センターまで返還すること。

(4) 質問及び回答

ア 受付期限 令和5年10月10日(火)午後3時必着

イ 受付方法 本プロポーザルの参加申込者で、質問がある場合は、「質問書」(第6号様式)に必要事項を記入し、上記(1)の提出先に電子メールにて提出すること。他の方法での提出、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

なお、件名に【医事会計業務及び入院診療費算定業務、医事受付業務への質問】と明記すること。

- ウ 回答方法 受付期間内に受理した質問内容と併せて、上記（２）の参加申請書提出者全員（プロポーザル参加資格を有する者に限る）に、令和５年１０月１３日（金）午後５時を目途に、担当者メールアドレス宛に電子メールにて回答する。
- なお、回答の際、質問者名は明示せず、再質問は受け付けられないものとする。また、質問の回答は、本公示等の追加又は修正とみなすものとする。

（５）企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、下記により必要な書類を提出すること。

- ア 受付期間 持参・郵送：令和５年１０月２４日（火） 午後５時まで
- イ 提出先 上記（１）の提出先に同じ。
- ウ 提出方法 持参または郵送に限る。

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間は除く。）。なお、持参にて提出する者は、提出日時を上記（１）提出先と事前に電話にて調整すること。

郵送の場合、提出期限の日必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物

① 企画提案書（第７号様式）

企画提案書類は、「奈良県総合医療センター医事会計業務委託仕様書及び入院診療費算定業務労働者派遣仕様書、医事受付業務委託仕様書」を踏まえ、次の項目を記述した上で提出すること。

（ア）本業務の実施体制（※１）

本業務の実施体制図（業務従事者数、業務別従事者配置計画、延べ従事時間、見積書の積算根拠のうち人員に関するもの等を含む）について記入すること。また、現時点で想定される受託責任者の経歴について記入すること。

（イ）人員確保（※１）

業務を開始するために、また、業務を継続的に遂行するために、人員確保をどのように行うか具体的に記入すること。

（ウ）業務引き継ぎ（※１）

契約満了時の医事委託業者の切り替え時や、やむを得ず人員配置の変更を行う場合など、どのように業務の引き継ぎを実施するか具体的に記入すること。

（エ）患者サービス向上とクレーム対応に対する考え方・取り組み（※１）

患者に接することが多い業務であることから、どのように患者サービス向上に取り組み、また、発生したクレームに対してどのように取り組むか。それぞれについてその考え方と他病院における実例を記入すること。

（オ）診療報酬請求（※２）

適正な診療報酬の請求をどのように行い、請求漏れをどのように防止するか具体的な方策について記入すること。また、返戻・査定の発生予防及び発生時の対応について具体的に記入すること。

(カ) 診療報酬改定への対応(※2)

診療報酬改定時の対応方法や業務手順について具体的に記入すること。特に新規算定可能項目への対応や経過措置が設定される項目に対する対応について重点的に記入すること。

(キ) 未収金に対する対応(※2)

患者未収に対する取り組みや改善について具体的に記載されている。取り組みによって回収率の向上等の成果が見込まれる。

(ク) 教育体制(※1)

自社職員への教育・研修体制について記載されており、理想とする職員像を示している。当センターで業務を行うにあたり必要と考えられるスキルを身につけられる環境が整っている。

※1 医事会計業務、医事受付業務双方で評価を行う項目。

※2 医事会計業務でのみ評価を行う項目。医事受付業務のみで参加申請を提出した業者は評価対象外。

② 見積書（第8号様式）

単価、工数（人、日）、その他必要な経費の区分がわかるように記載した見積内訳書、及び見積条件がわかる資料を添付すること。任意様式で可とする。

なお、見積もりには参加申請を希望する区分に応じそれぞれの業務（医事会計委託業務、入院診療費業務労働者派遣、医事受付委託業務）を合算した金額を記載し、見積内訳書及び見積条件が分かる資料にそれぞれの業務ごとの金額の内訳を記載すること。

オ 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

提出にあたっては、【提出書類の作成要領】を参考にすること。

カ その他

1 事業者につき1提案とし、原則再提出は認めない。

(6) 選定の手順及びスケジュール

令和5年 9月29日（金） 公告

10月10日（火） 質問書提出期限

10月13日（金） 質問書回答日（予定）

10月16日（月） 参加申請書提出期限

10月18日（水） 参加資格審査結果通知（予定）

10月24日（火） 企画提案書提出期限及び辞退届提出期限

10月31日（火） プレゼンテーション（予定）

11月 2日（木） 選定結果通知（予定）

※参考資料の貸与期間は8月16日（水）～9月8日（金）とする。

(1) 選定方法

選定に当たっては、当センターが設置する選定審査会において、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションに基づき、別表「医事会計業務委託及び入院診療費算定業務労働者派遣、医事受付業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」に基づき提案の妥当性や見積価格など総合的に参加者の業務実施能力を審査し、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

応募者によるプレゼンテーションは、令和5年10月31日（火）を予定しているが、日時、場所等の詳細については別途連絡する。

ア プレゼンテーションを行う者は3名以内とする。

イ プレゼンテーションに係る想定時間は、説明時間15分、質疑応答15分の計30分程度とする。

ウ プレゼンテーションは、参加申請書の受付順に行う。

エ 提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施することとし、当日の資料追加は認めない。

また、プロジェクターの使用は可とするが、映写データは企画提案書のみとし、シート・データの追加及び修正は不可とする。ただし、提案を補足する図表等については、追加を可とする。

なお、プロジェクターを使用する場合には、企画提案書類提出時に、プレゼンテーション当日に使用する映写データを出力の上、企画提案書類と併せて提出することとする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、令和5年11月2日（木）を目処に企画提案書提出者全員に対してメールで通知する。

(3) 契約の締結

選定の結果、最優秀提案者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとし、具体的な業務内容及び金額について当センターと協議し、合意に達した場合に契約を行う。また、選定された最優秀提案者が契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合、及びその他の理由において最優秀提案者との契約が締結できない場合は、最優秀提案者の優先交渉権を取り消し、次点者を契約相手方とし、契約交渉を行う。

なお、本プロポーザルの結果、医事会計業務（入院診療費労働者派遣含む）と医事受付業務を別々の業者が最優秀提案者となった場合はそれぞれの業者と契約交渉を行い、個別に契約を交わすものとする。

(4) 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴

- 力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- イ 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ 本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ 本契約に係る下請契約に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、当センターが契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

（５）契約の解除

契約締結後、契約者について、上記（４）のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、その旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったとき、契約を解除することがある。

また、契約を解除することとなった場合は、損害賠償義務が生じるため、これに応じなければならない。

6 その他

- （１）応募者は、当センター及び第三者が所有する土地に無断で侵入し、調査等を行わないこと。
- （２）企画提案書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （３）提出された企画提案書類は返却しない。また、原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- （４）企画提案書類提出後、当センターの判断で提出者に補足資料の提出を求めることがある。
- （５）提出された企画提案書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- （６）選定結果として、企画提案書類を提出した者の名称や審査結果概要等の情報公開を行う場合、及び県民等から情報公開の請求に応じて企画提案書類の情報開示を行う場合がある。ただし、参加者の正当な利益が害されるおそれがあると当センターが認めた箇所（ノウハウ、人事等に係る情報等）については非公開とする。
- （７）募集及び契約については、当センターの都合により中止することがある。
- （８）契約後において、書類提出後に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。